

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

都民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、防災・救急業務関係者の育成並びに都民の防災・救急の意識と行動力の向上に関する各種事業を積極的に推進する。

I 公益目的事業

1 公1事業

(1) 防火・防災・応急手当普及啓発事業(公1-1)

ア 普及啓発事業

(イ) 「SAFETY LIFE TOKYO」の発行

防火・防災及び応急手当の知識に関する情報を掲載した情報誌を作成し、都民や学校、病院等の事業所及び区市町村に配布し、普及啓発事業を実施する。

(ロ) ホームページ、SNS等の活用

- ・デザイン及びセキュリティ対策を向上させたホームページにリニューアルし、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公示のほか、協会の事業概要、財政状況及びコンプライアンスに係る情報等を公開するとともに、防火・防災及び応急手当講習の案内、申込受付状況等を公開する。
- ・「X」(旧Twitter)等のSNSを活用し、最新の防火・防災及び応急手当に関する情報や消防博物館及び池袋、立川、本所の各防災館等の各種イベントの案内等を発信する。

(ハ) 火災予防運動における防火・防災普及啓発事業

秋と春の全国火災予防運動の機会を捉えて、著名人による防災行動力等の向上及び啓発ポスターの作成等による、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

(ニ) 危険物安全週間及び防災週間における防火・防災普及啓発事業

危険物安全週間及び防災週間の機会を捉えて、防火・防災意識の向上を図るなど、防火・防災普及啓発事業を実施する。

(ホ) 東京消防出初式における防火・防災普及啓発事業

東京消防出初式の屋内展示会場内において、防災啓発動画等を放映し、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

(ヘ) 防火防災標語による防火・防災普及啓発事業

- ・防火防災への参画意識や防災行動力を高めることを目的として、東京消防庁が実施する防火防災標語を表彰する選考において、選考委員会の委員として参画する。
- ・広く都民等に防火防災標語の公募を周知し、防火防災思想の普及啓発事業を実施す

る。

(㉔) 地域の防火防災功労賞に関する事業

- ・地震災害や風水害等の被害の軽減を図ることを目的として、東京消防庁が実施する町会・自治会・ボランティア団体及び各事業所等の地域の取組みを表彰する選考において、選考委員会の委員として参画するとともに、優秀作品を表彰する。
- ・効果的な取組みを事例集として作成し、町会・自治会等に配布するほか、ホームページに掲載し、防火防災意識の普及啓発事業を実施する。

(㉕) 自主防災活動等に対する助成事業

防火・防災思想の普及活動を行う団体、応急手当の普及啓発を行う団体の活動等に対し、助成事業を実施する。

(㉖) 応急手当の普及啓発事業

- ・救急医療週間及び各種イベントの機会を捉えて、著名人による応急手当及び救急車の適正利用に関する普及啓発事業を実施する。
- ・医学生及び看護学生等を対象とした救急車同乗研修の研修成果の向上及び安全確保を目的として、研修生に対する感染防止資器材等のコーディネート業務を実施する。

(㉗) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の普及促進事業

優マーク制度に関する広報物を作成し、広く都民に周知し、優マーク制度の普及促進事業を実施する。

(㉘) 自衛消防訓練の普及促進事業

事業所の自衛消防訓練の促進及び自衛消防力の向上を図ることを目的として、普及促進ポスターを作成し、自衛消防訓練の普及促進事業を実施する。

イ 消防用設備等点検済表示制度の推進事業

最新の知識と技術を身に付けた点検業者（表示登録事業者）による消防用設備等点検を促進することを目的として、次の事業を実施する。

(㉙) 制度をより浸透させるための広報及び点検済票貼付の促進

制度の周知と表示登録事業者の拡大を目的として、ホームページを活用するほか、関係団体が発行する機関誌に制度の概要や表示登録事業者の募集等を掲載し、広報する。

(㉚) 表示登録事業者に対する講習

表示登録事業者の実務能力の向上を目的として、点検保守業務に関する実技講習及び学科講習を開催し、法令改正や消防用設備等に係る最新の情報を提供するとともに、表示登録事業者に対するフォローアップとして、実技講習等の動画をホームページに掲載し、知識及び技術の向上につながるサポートを実施する。

(f) 点検推進指導員による登録申請内容の確認事務

消防用設備等点検済表示制度の円滑な運用を目的として、表示登録事業者の事業所や点検実施場所に当協会の点検推進指導員が出向き、点検実施状況や消防用設備に貼付する点検済票の管理方法を確認、指導する。

ウ 東京民間救急コールセンター運営事業

(f) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用促進の普及啓発事業

民間救急車またはサポートC a bの利用を都民等に促すことを目的として、リーフレットやポスターを作成するとともに、東京消防出初式等において、車両展示等による広報活動を実施する。

(f) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用者との調整、配車案内

救急需要対策として、緊急性がない通院や受診、入退院や病院から病院への転院搬送等の際に、民間救急またはサポートC a bを案内する。また、ホームページに閲覧者自身にて近隣の患者等搬送事業者を検索できるマップ機能を追加し、利便性を向上させる。

(f) コールセンター登録事業者等に対するフォローアップ

コールセンターの登録事業者等に対して、容態が急変した場合の対応や、より質の高い患者搬送に資することを目的とした教養及び対応訓練を実施する。

エ 表彰事業

防火・防災に関する事業を長年にわたり積極的に推進し社会貢献を実施している団体、個人に対して次の区分毎に表彰を実施する。

(f) 協会上申による表彰関係

・黄綬褒章

永年にわたり消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与した個人に対する表彰

・総務大臣表彰

安全思想の普及徹底または安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育または災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、または貢献した個人・団体に対する表彰

・消防庁長官表彰

永年にわたり、危険物関係事業所などにおいて危険物取扱いの技術向上、施設改善などにより、危険物の安全管理に努める等、国民生活の安全確保に顕著な功績のあった個人・団体に対する表彰

また、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じ、消防行政の推進に寄与

し、その功績が顕著であった個人に対する表彰

- ・一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

国民の安全に係る研究、教育、訓練、安全思想の普及、防災機器・製品の普及等について、長年にわたり貢献し特に優れた功績をあげた個人・団体に対する表彰

また、消防用設備等の設置、維持管理の適正化等に関し、永年にわたり、適正な業務を行い、または適正な業務の推進に尽力した個人・団体に対する表彰

- ・一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰

永年にわたり危険物関係業務に携わり、危険物災害の防止等に多大な功績をあげた個人・事業所に対する表彰

- ・関東甲信越地区危険物安全協会連合会長表彰

危険物施設の設備等の維持管理並びに保安管理等が優秀で他の模範となる個人・事業所に対する表彰

(4) 協会理事長による表彰

- ・防災安全功労

長年にわたり防火安全の普及活動に努め、防災教育、訓練等で顕著な功績を収めた団体及び防火・防災事業に係る団体の運営に多大な功績を収めた個人に対する表彰

- ・危険物保安功労

法令等を遵守し保安管理が適正で他の模範と認められる団体及び危険物に関する保安の確保、安全思想の普及等に多大な功績を収めた個人に対する表彰

- ・消防設備保守功労

消防用設備等の保守業務において、表示登録事業者として長年の実績を有する団体及び消防用設備等の保守業務において功績を収めた個人等に対する表彰

- ・救急業務協力功労

応急救護講習の開催において、応急手当の普及啓発に多大な功績を収めた個人及び患者搬送事業の推進に多大な貢献をした事業所に対する表彰

- ・協会運営等功労

協会の運営、発展及び事業の推進に貢献をした者に対する表彰

(2) 防火・防災・応急手当講習事業（公1-2）

防火・防災・救急業務関係者の育成を目的として、受講者のニーズに応えながら、次の事業を実施する。

なお、令和6年10月から令和7年3月までの間、東京消防庁消防技術試験講習場の改修工事が実施されることに伴い、同講習場を使用していた講習については他会場により実施するとともに、各会場の定員に応じ講習回数を調整して実施する。

ア 法令等に定められた資格取得講習

(7) 防火安全技術講習（本講習 3 回、再講習 5 回）

- ・防火対象物の避難管理や消防用設備等の設置計画等の業務に従事する防火安全の専門家を養成する講習を実施する。
- ・再講習については、受講者の拡大を目的として、引き続きオンライン講習を実施する。

(4) 防火管理技能講習（本講習 4 回、再講習 6 回）

- ・一定規模以上の建物の防火管理者の業務を補助するための高度で専門的知識・技術を有するスペシャリストを養成する講習を実施する。
- ・再講習については、受講者の拡大を目的として、引き続きオンライン講習を実施する。

(9) 消防設備点検資格者講習（第 1 種本講習 4 回、再講習 9 回）

（第 2 種本講習 4 回、再講習 9 回）

（特種本講習 1 回、再講習 1 回）

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等を点検する資格者を養成する講習を実施する。

(1) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習（一般 1 回、特例 1 回、再講習 1 回）

消防団、町会、自治会、事業所が保有する可搬消防ポンプの点検整備を行う技術者を養成する講習を実施する。

(1) 防火対象物点検資格者講習（本講習 2 回、再講習 5 回）

一定規模以上の建物の防火管理上必要な消防計画の作成、消火訓練等の実施状況等を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。

(1) 防災管理点検資格者講習（本講習 2 回、再講習 4 回）

一定規模以上の建物において、震災対策やテロ対策等の防災管理状況を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。

イ 資格取得のための受験準備講習会

危険物及び予防行政等に精通した専門講師により、最新の法令改正内容や教訓となる災害事例を交え、各資格取得試験に向けた講習会を実施する。

なお、対面形式とオンライン形式を併用して実施している講習についてはアンケート調査等によりその効果を検証し、受講者のニーズを的確に分析するとともに、ホームページ等を活用しながら受講者数の増加を図っていく。

(7) 危険物取扱者試験受験準備講習会（甲種 2 回）

（乙種第 4 類 7 回）

- ・甲種と乙種第4類の危険物取扱者試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
- ・乙種第4類については、受講者の拡大を目的として、引き続きオンライン講習を実施するとともに、一般財団法人全国危険物安全協会が実施するオンライン講座に係る事務を一部受託する。
- ・合格を目指す都立工科高等学校の学生に対し、資格取得を促進することを目的として、無償でオンライン講習を実施する。

(イ) 消防設備士試験受験準備講習会（乙種第6類）

乙種第6類消防設備士試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会をオンライン講習で実施する。

(ロ) 自衛消防技術試験受験準備講習会（19回）

- ・一定規模以上の建物の自衛消防業務に従事するための、自衛消防技術試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
- ・受講者の拡大を目的として、引き続き学科のみをオンラインで行うハイブリッド型のオンライン講習を実施する。

ウ 小規模社会福祉施設の防火実務講習会（32回）

社会福祉等の施設関係者を対象に、火災発生時に取るべき行動について、ARゴーグルを活用しながら、それぞれの施設の実情に応じた実践的な訓練を通して学ぶことができるオーダーメイド型の防火実務講習会を実施する。

エ 応急手当の普及啓発に関する講習会等

協会が作成した映像教材等を活用し、受講者や各種団体の多様なニーズ等に応じた講習を実施する。

(ア) 救命サポート講習（32回）

多様な受講者のニーズに対応したオーダーメイド型の応急救護に関する講習を実施する。

(イ) 島しょ地域の救命講習（3回）

東京都内の島しょ地域からの要請に応じて、各種救命講習を実施する。

(ロ) 大規模事業所における救助救命講習（145回）

不特定多数の人が利用する大規模事業所の従業員に対して、震災等の大規模災害時の救助・外傷処置・搬送法に特化した救護・救出要領の救命講習を実施する。

なお、既存の事業所からの需要に応えながら、積極的に事業の拡大を図っていく。

オ 防火安全セミナー

火災予防業務を適正かつ円滑に推進することを目的として、事業所等の防火管理者や

従業員等に対し、消防関係法令の改正等や災害事例を踏まえた理解しやすいテキストを用いて予防対策等に関する講習を実施するとともに、受講者の拡大を目的として、オンデマンド型セミナーを実施する。

(3) 防火・防災・救急関係調査研究事業（公1-3）

防火・防災・救急に関する情報の収集及び調査研究を実施する。

- ア 地震、火災等の災害に関する調査研究
- イ 防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する調査研究
- ウ 指導員の技能向上及び効果的な講習の実施要領に関する調査研究

(4) 試験確認事業（公1-4）

製造されたタンク及び金属製180缶等が危険物の規制に関する基準を満たしていることを確認する。

- ア 少量危険物タンク試験確認（5回）
- イ 金属製180缶等試験確認（10回）

(5) 患者用救急自動車運行事業（公1-5）

- ア 小児・新生児病院における救急車運行事業
東京都立小児総合医療センターにおいて、新生児搬送用及び小児搬送用のドクターカー2台を運行する。
- イ 東京都福祉局における緊急自動車運行事業
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者搬送用の緊急自動車5台を運行する。
- ウ 地方独立行政法人東京都立病院機構における緊急自動車運行事業
地方独立行政法人東京都立病院機構が運営する病院において、患者搬送用の緊急自動車を運行する。

2 公2事業

(1) 防火・防災・消防講習事業(公2-1)

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び消防設備士の育成を目的として、受講者のニーズに応えながら、次の事業を実施する。

なお、令和6年10月から令和7年3月までの間、東京消防庁消防技術試験講習場の改修工事が実施されることに伴い、同講習場を使用していた講習については他会場により実施するとともに、各会場の定員に応じ講習回数を調整して実施する。

- ア 防火・防災管理講習事業
 - (7) 防火・防災管理新規講習（215回）

甲種防火管理者と防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(i) 防災管理新規講習（7回）

防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(ii) 乙種防火管理講習（41回）

乙種防火管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(iii) 防火・防災管理再講習（25回）

一定規模以上の建物において、防火・防災管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

(iv) 甲種防火管理再講習（12回）

一定規模以上の建物において、甲種防火管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

イ 消防講習事業

(v) 危険物取扱者保安講習（34回）

危険物取扱者（資格者）が取扱作業の保安を確保するために必要な講習を実施する。

(vi) 消防設備士講習（34回）

消防設備士（資格者）が消防用設備の工事、または整備するために必要な講習を実施する。

なお、防火・防災管理講習（新規及び再講習）及び消防設備士講習の一部において、東京消防庁がオンライン講習を実施することから、受講者へのアンケート調査を実施し、課題抽出を行い、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、連携してオンライン講習の受講率を高めていく。

(2) 救命講習事業（公2-2）

都民の応急手当に関する知識技術の向上を目的として、受講者を多く収容できる会場の確保や指導体制の強化等、受講者の拡大を図りながら、自信を持って応急手当が実施できるよう、次の事業を実施する。

なお、応急手当に関する自信度を高めるための課題を的確に抽出するため、受講者へのアンケート等の調査を実施し、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、実際にAEDの使用要領等をその場で確認できるよう、東京消防庁公式アプリ上に搭載されている応急手当に係るサポート動画を受講者等へ周知しながら、同アプリの利用促進を図る。

また、受講者に対するフォローアップとして、講習内容を見直し、応急手当への自信度を深めることができるよう受講者専用の応急手当動画を作成し、知識及び技術の向上につながるサポートを実施する。

ア 普通・上級救命講習（6,496回）

心肺蘇生法、AED使用法、窒息手当、止血法に加え、上級では小児・乳児の対応、外

傷、搬送法等を習得する講習を実施する。

イ 指導者用救命講習（195回）

指導員や普及員として各種救命講習が正しく指導できる知識・技術を習得する講習を実施する。

ウ 現場派遣員用救命講習（33回）

自動通報制度による警備会社等の現場派遣員が臨場先で利用者等に対して、迅速・適切な援助、救護活動が実施出来るよう、必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

エ 患者等搬送乗務員用救命講習（26回）

東京消防庁の認定基準に適合する患者等搬送事業者として求められる、患者等の症状の悪化防止及び安全な搬送のために必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

3 公3事業

防火防災思想の普及及び防災行動力の向上を目的として、消防博物館及び各防災館を運営するにあたり次の事業を実施する。

また、外国人・障害者等の来館者の多様なニーズにも配慮して館運営を実施する。

(1) 消防博物館運営事業（公3-1）

ア 所蔵品の公開展示や地域社会の関心を捉えた特別企画を実施する等、幅広い層の来館者に対し、防火防災思想の普及を促進する。

イ これまで消防博物館のデジタル化で進めてきたオンライン環境による情報発信等（ポケット学芸員の導入、360度カメラによる館内パノラマツアー、展示物の紹介動画を配信、収蔵品サイトの公開）の各種ツールを引き続き活用し、これまで来館していない層の掘り起こしを図るとともに、各種ツールと連動した新たなデジタルツールにより消防博物館の魅力を発信し、来館者の増加を図りながら防火防災意識をさらに喚起していく。

また、来館者へのアンケート調査を実施し、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、ホームページを通じて各コンテンツの利用促進を図っていく。

ウ 阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えることから、当該震災に関連した記録映像や写真等の所蔵品を1階常設展示場で公開する等、年間を通じて広報活動を推進する。

(2) 防災館運営事業（公3-2）

ア 池袋・立川・本所の各都民防災教育センター（防災館）において、火災、地震及び水災等の模擬体験施設を活用し、各館の特色を生かしながら満足感を得てもらえるきめ細やかな体験ツアーを実施することにより、防災行動力を向上させていく。

また、新規来館者とリピーター確保を目的として、それぞれリニューアルした図上訓練コーナー・通報訓練コーナー・新設した救出救助体験コーナーを活用した防災体験を提供するとともに、昨年度に接遇マニュアルを刊行し一定の成果をあげた障害者対応や、

外国人固有職員を活用した外国人対応を推進し、さらに、より充実した体験ができるプログラムの企画や、体験者へのアンケート調査の結果を踏まえた体験施設の改修計画や体験内容のブラッシュアップ等を東京消防庁と協議していく。

イ 阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えることから、東京消防庁と連携し、特別企画展等を実施するとともに、阪神・淡路大震災の揺れを想定した地震体験へと誘導する等、防災行動力向上のための事業を実施する。

ウ 池袋防災館において夜間の災害を想定した体験ツアー（ナイトツアー）を実施する。

エ 立川防災館において運用する起震車を活用し、学校や地域の防火防災訓練指導を実施する。

オ 利用者の利便性の向上を図ることを目的として、東京消防庁と連携しながら、各防災館のWEB予約システム及びホームページの改修を実施する。

II 収益事業等

防災・救急関係図書等販売事業（収1）

防火・防災・救急に関する図書、資器材等の販売、法令に基づく防火対象物の認定証頒布等、次の事業を実施する。

- 1 防火・防災・救急関係図書の販売
- 2 防火・防災・救急関係資器材の販売
- 3 防火セイフティマーク、優良防火対象物認定証等の頒布

III その他法人の目的を達成するために必要な事業

1 DXの推進

都民の利便性及び協会の事務効率の更なる向上を図ることを目的として、システムの導入や整備を推進する。

(1) オンライン講習の充実

各種講習において実施しているオンライン講習について、受講者の拡大を目的として、受講者へのアンケート調査等を通じて分析及び検証を行い、受講者ニーズを適切に踏まえながら事業を推進する。

(2) インボイス制度及び電子帳簿保存法への対応

インボイス制度及び電子帳簿保存法に対応したクラウド会計ソフトにより適切に電子管理する。

(3) AR技術を活用した事業

近年のデジタル技術の発展によるAR技術（拡張現実）を活用し、時代のニーズに即した講習を事業所、病院、教育機関及び公共機関等にて実施する。

(4) 手続のデジタル化及び5つのレスの推進

電子申請及び電子決済システム、インターネットFAX等のデジタルツールを活用しペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、FAXレス、タッチレスの5つのレスを継続して推進する。

(5) オンラインショップ（ECサイト）の導入

防火・防災管理講習（新規及び再講習）のオンライン化に伴い、講習テキスト販売を目的とするオンラインショップ（ECサイト）を運用開始する。

(6) 現行運用システムの調査委託

現行運用している複数のシステムの調査を、新たに外部業者に委託し、より効率的かつ効果的なシステムの運用に向けて検討する。

2 グローバル社会への対応

都内在住の外国人が年々増加し、在住外国人の防災知識の普及啓発や防災行動力の向上が喫緊の課題となっていることに鑑み、固有職員として在職している外国人スタッフを活用し、外国人のための防災体験ツアーを実施するとともに、消防博物館や各防災館の運営、各種講習時における外国人への対応のほか、消防行政機関等と連携した在住外国人への防災訓練等、ネイティブならではの目線を取り入れながら外国人ニーズに応えるための事業を推進する。

3 東京マラソン2025への協力

東京マラソンの後援団体として、東京マラソン2025開催時に救護所等へ職員を派遣する。また、大会スタッフへの救命講習を実施する。

4 情報セキュリティ体制の強化

情報セキュリティ体制の更なる強化を図るため、東京都デジタルサービス局からの支援による、保有するウェブサイトのリスク評価及びネットワーク機器等のサイバーセキュリティ脆弱性診断を行うとともに、使用している各システムのIDやログ管理の徹底、職員へのセキュリティ教育の実施等、強化に向けた取組みを実施する。

IV 協会の運営管理

1 評議員会、理事会の開催

協会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的として、評議員会及び理事会を開催する。

2 コンプライアンスの確保に向けた取組み

協会における更なるコンプライアンスへの取組みの推進を図るため、新たに設置したコンプライアンス専門指導員により確認した業務の執行状況等を、コンプライアンス推進委員会にて定期的に報告し、コンプライアンスの推進に係る施策の立案に反映させる等、推進体制

を強化する。また、新たに監事1名を選任し、監事監査機能の一層の強化を図る。

3 防災関係団体との連携交流

一般財団法人全国危険物安全協会、一般財団法人日本消防設備安全センター等と連携し、事業の円滑化を図ることを目的として、積極的な交流を図る。

4 職員の人材育成

都民や受講者へのサービスの向上を図ることを目的として、教育技能研修や主任研修等の受講による人材育成を推進する。

5 職場体験の受入れ

社会貢献活動の一環として、職場体験型インターンシップの受入れを実施する。